

## 第8節 国際戦略の推進

### 1 国際政策の推進

#### (1) アジア・太平洋地域における国際政策の推進

##### ア アジア・太平洋経済協力（APEC）における活動

アジア太平洋経済協力（APEC:Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL:Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN:Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

総務省は、自由化分科会（LSG）副議長を担当するとともに、我が国の情報通信政策の紹介及び研究開発プロジェクトの実施等を通じ、APEC 参加国・地域間で共有すべき目標である「ユニバーサル・インターネット・アクセス」及び「ユニバーサル・ブロードバンド・アクセス」の推進等、APEC の情報通信関連活動に積極的に貢献している。

2010 年（平成 22 年）には我が国が APEC 議長となり、首脳会議をはじめとして、さまざまな APEC 関連のハイレベル会合が日本で開催される予定であり、TELMIN8 についても、同年 10 月、沖縄県での開催を予定している。TELMIN8 においては、2010 年に達成することとされている「ユニバーサル・インターネット・アクセス」の評価、ICT 利用による気候変動問題への取組及びクラウドコンピューティングを利用した諸分野における ICT 利活用の促進、自然災害時における ICT の利用方策等の内容が盛り込まれた「沖縄宣言」の採択が予定されている。

##### イ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）における活動

アジア・太平洋電気通信共同体（APT:Asia-Pacific Telecommunity）は、1979 年（昭和 54 年）に設立されたアジア・太平洋地域における電気通信の国際機関であり、同地域における電気通信の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整及び地域的な電気通信問題の解決等を行っている。

APT では、我が国からの特別拠出金により研修や研究者への支援を行うほか、情報通信網が十分整備されていない地域にインターネット等の環境を整備するため「デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト」を行っており、2009 年度（平成 21 年度）には、ラオス及びフィリピンに対して実施した。

また、2009 年（平成 21 年）11 月の APT 大臣級会合においては、アジア・太平洋地域におけるブロードバンドの普及・発展に向けて、今後我が国を含む加盟国が協力して取り組んでいくべく、共同声明及び活動計画が採択され、ブロードバンドの更なる普及、安心・安全・持続可能な環境の実現、情報通信サービスの統合、コンテンツ及びアプリケーションの発展、人材育成の推進の 5 つの目標が定められた。

##### ウ 東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との協力

総務省は、アジア地域における国際協力を一層強化していくため、東南アジア諸国連合（ASEAN:Association of South-East Asian Nations）諸国との間で、要人を迎えての政策協議の実施や ODA を活用した技術協力プロジェクト、専門家派遣・研修・セミナー等の人材育成施策等を実施している。

また、2009 年（平成 21 年）10 月、ラオスにおいて、第 4 回日 ASEAN 情報通信大臣会合が開催され、ASEAN 諸国におけるデジタル・ディバイド解消等を目的とした人材育成ワークショップの主催、ASEAN 諸国における ICT サービスの実証実験や防災及び環境分野における ICT 利活用に関する検討を含む、今後 1 年間の日 ASEAN 間の情報通信分野における協力施策を包括的に盛り込んだ「日本と ASEAN の情報通信分野における作業計画 2009-2010」を総務大臣が提案し、採択された<sup>1</sup>。また、ASEAN 地域との ICT 分野の協力関係を強化する観点から、我が国から拠出金による調査研究やパイロットプロジェクト、セミナーの開催等の支援を開始した。

2010 年（平成 22 年）3 月には、具体的な取組として、マレーシアにおいて、環境保全のための ICT 利活用に関するワークショップを開催したほか、社会経済活動の重要な基盤の一つである情報セキュリティ分野の国際的な

<sup>1</sup> 参考：日本・ASEAN情報通信大臣会合の結果：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02tsushin09\\_000001.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin09_000001.html)

連携・取組の強化を目的とした「第2回日・ASEAN 情報セキュリティ政策会議」がバンコクで開催され、日本とASEAN 各国の高級事務レベルの参加の下、今後の情報セキュリティ分野における日 ASEAN 間の協力事項を定めた「情報セキュリティ分野における日・ASEAN の連携枠組み」が取りまとめられた<sup>2</sup>。

## (2) 国際機関及び多国間関係(アジア・太平洋地域関係を除く)における国際政策の展開

### ア 戦略的な国際標準化活動の強化

情報通信分野において、実現が期待される新たな製品・サービスについては、オープンな規格の下に、内外の多様な事業者によって、ユーザーに様々な選択肢が提供されることが望ましい。そのためには、公的な機関が定める規格及び市場の多くの関係者によって受け入れられることにより事実上標準として取り扱われる規格の普及促進の在り方について検討していくことが重要である。

このため、平成 21 年 8 月、情報通信審議会に対し、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について諮問がなされ、これを受けて、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会」において、標準化を推進するに際しての基本方針等について検討が行われている。

### イ 国際電気通信連合 (ITU) 活動への参加

電気通信に関する国連の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union) は、

- ① 無線通信部門 (ITU-R: ITU Radiocommunication Sector)
- ② 電気通信標準化部門 (ITU-T: ITU Telecommunication Standardization Sector)
- ③ 電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector)

の 3 部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、各部門へ研究委員会の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

#### (ア) ITU-R における取組

ITU-R では、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的、効率的、経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。近年では第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の標準化活動が活発に進められており、2009 年 (平成 21 年) 10 月に開催された ITU-R WP5D 会合においては、IMT-Advanced の無線通信方式として、3.9 世代携帯電話で使用される LTE (Long Term Evolution) を高度化した「LTE-Advanced」と、WiMAX を高度化した「IEEE802.16m」の 2 つの方式が提案された。今後、両無線通信方式の技術的な評価が行われるとともに、2011 年 (平成 23 年) 頃の標準化を目指して、勧告案の詳細内容について検討が進められる。これらの活動について、我が国からも寄与文書を提出するなど、積極的に貢献しているところである。

その他、航法衛星システムに用いられる無線航行衛星業務 (RNSS) システムの技術特性や他業務との共用検討等についても、積極的に取り組んでいる。

#### (イ) ITU-T における取組

ITU-T では、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準の策定や、これに必要な技術的な検討を行っている。

2008 年 (平成 20 年) 9 月から、特定のトピックを短期集中的に研究するフォーカスグループ (FG: Focus Group) において ITU-T 以外の専門家も取り込んだ形で検討を行ってきた ICT 利活用に関する気候変動対策の検討について、2009 年 (平成 21 年) 3 月に取りまとめが行われた。これを受けて、同年 4 月に具体的な標準化活動を行う研究委員会 (SG: Study Group) で、ICT 利用による環境影響評価手法を研究する課題等 ICT と気候変動に関する 5 つの研究課題が新設され、本格的な ITU-T での気候変動対策の検討が開始された。我が国は、担当する SG の作業グループの役職者の輩出や寄与文書を提出するなど、積極的に貢献している。

その他の取組としては、我が国はサイバーセキュリティ、技術的手法によるスパム対策等のセキュリティ関連技術、次世代ネットワークの相互接続性確保の検討、自動音声翻訳サービス等の新たなマルチメディアサービス / ア

<sup>2</sup> 参考：第2回 日・ASEAN情報セキュリティ政策会議の結果：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02tsushin09\\_000009.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin09_000009.html)

アプリケーションに関する技術などの国際標準化へ向けて積極的に取り組んでいる。

また、今後は、ITU-T で検討が進められるクラウド・コンピューティングやスマートグリッドに関連した技術の標準化活動への貢献を予定している。

### (ウ) ITU-D における取組

ITU-D では、開発途上国における電気通信分野の開発支援を行っている。2006 年（平成 18 年）3 月には、ITU-D の総会である世界電気通信開発会議（WTDC-06）が開催され、今後の活動指針となるドーハ宣言及び行動計画が採択された。同行動計画には、インフラ整備、技術開発、人材育成、災害時の支援等に関するプログラムが盛り込まれ、これらのプログラムに基づき、様々なプロジェクトの実施や各種ワークショップの開催といった活動が積極的に進められている。

我が国も、アジア・太平洋諸国及びアラブ諸国等において標準化活動に従事する政府職員等を対象とした標準化格差是正に関する研修を、平成 19 年度及び 20 年度に実施した。また、平成 21 年度においては、ワイヤレスブロードバンドネットワーク会議を ITU と共催で東京で開催するなど、積極的に貢献を行っている。

### ウ インターネットガバナンスフォーラム

インターネットガバナンスフォーラム（IGF）は、世界情報社会サミット（WSIS）チュニス会合の結果に基づき、国際連合が事務局を設置し、インターネットに関する様々な公共政策課題について議論するフォーラムである。我が国は、政府・ビジネス部門・市民社会などのマルチステークホルダーによる「対話の場」としての IGF の役割を積極的に支持している。

2006 年（平成 18 年）11 月の第 1 回会合（於：アテネ（ギリシャ））以降、これまで 4 回の会合が行われており、2009 年（平成 21 年）11 月に開催された第 4 回会合（於：シャルムエルシェイク（エジプト））では、「インターネットガバナンス～すべての人のための機会の創造～」をテーマに、重要なインターネット資源管理、セキュリティ、開放性及びプライバシー、アクセス及び多様性等について、活発な意見交換が行われた。また、2011 年（平成 23 年）以降の IGF の継続について、参加者の多くから支持する発言があり、これを踏まえ、2010 年（平成 22 年）に国連事務総長から国連加盟国に対して、IGF の継続に関する勧告が行われる予定である。

### エ 世界貿易機関（WTO）におけるドーハ・ラウンド交渉

2001 年（平成 13 年）11 月から開始された世界貿易機関（WTO:World Trade Organization）ドーハ・ラウンド交渉では、サービス貿易分野において最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、電気通信市場の一層の自由化に向けた積極的な交渉が展開されている。我が国は、WTO 加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進展している国の一つであることから、諸外国に対して課せられている外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。同ラウンド交渉は、2006 年（平成 18 年）夏や 2008 年夏に各国の意見対立により中断、再開を繰り返していたが、2009 年初頭より 2010 年中の妥結に向けた機運が高まりつつあり、2010 年 3 月には、交渉状況の進捗評価のための現状評価会合（ストック・テーキング）が開催された。同会合においては、今後もジュネーブにおいて実務レベルを中心に各交渉議長の下で協議を継続することとされた。

### オ 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD:Organization for Economic Co-operation and Development）では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP:Committee for Information, Computer and Communication Policy）における加盟国間の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について調査検討を行っている。OECD の特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題につき経済的な観点からより客観的・学術的な議論を行う点にある。ICCP は、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。

2008 年（平成 20 年）11 月に開催された ICCP の配下の作業部会において、我が国よりインターネット上の違法・有害情報からの青少年保護に関するプロジェクト提案を行い、承認された。同プロジェクトにおいて、2009 年（平成 21 年）4 月に APEC TEL との合同シンポジウムが開催され、今後上記課題に対して更なる国際協力の促進を実現するため、適切な政策枠組の策定に向け議論が進められる予定である。

また、2010 年（平成 22 年）3 月に開催された ICCP において、クラウド・コンピューティング等インターネッ



ト経済の未来、ICT のイノベーションとグリーン成長、制定 30 周年を契機として改めて議論がなされる OECD プライバシーガイドライン等が今後の検討課題として候補に挙げられた。さらに、「ICT と環境についての政策枠組」として、ICT 政策と気候変動、環境政策との調和等の 10 原則が提案され、同 4 月に開催された OECD 理事会において承認された。

### (3) 二国間関係における国際政策の展開

#### ア 成長のための日米経済パートナーシップ

「成長のための日米経済パートナーシップ」は、2001 年（平成 13 年）6 月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

日米規制改革及び競争政策イニシアティブの 8 年目の対話として、2008 年（平成 20 年）10 月に日米政府間で電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策について要望書を交換し、その後作業部会等で意見交換が行われ、2009 年（平成 21 年）7 月に報告書を取りまとめて公表したところである。

#### イ 日・EU 協力のための行動計画

2001 年（平成 13 年）12 月に開催された第 10 回日・EU 定期首脳協議において、今後 10 年間の具体的な協力分野及び内容を定めた「日・EU 協力のための行動計画」が採択された。また、2004 年（平成 16 年）6 月に開催された第 13 回日・EU 定期首脳協議において、情報通信分野における協力内容を具体化した「ICT に関する協力についての共同宣言」が発出された。同共同宣言において、ユビキタスネット社会の実現、デジタルコンテンツの流通促進、インターネットの安全の確保、迷惑メール対策等について、日・EU 間で協力していくこととしている。

これに基づき、総務省は、欧州委員会情報社会・メディア総局との間で、閣僚級及び次官級での会談、日・EU 政策協議等において、共通する政策課題の解決に向けたベスト・プラクティス（模範事例）及び意見の交換を通じて、協力関係を継続及び発展させている。2009 年（平成 21 年）7 月には、ICT 分野の研究開発に関する日・EU 間の連携強化を目的として、欧州委員会及び外務省、文部科学省、経済産業省と共に、第 2 回日 EU・ICT 研究協力フォーラムを開催した。

#### ウ 欧米との二国間政策協議等

総務省は、欧米各国の情報通信担当省庁等との間で、情報通信に関する政策協議を開催しており、2009 年（平成 21 年）4 月から 2010 年（同 22 年）3 月までの間に、イギリス、フランス及びフィンランドの情報通信担当省庁等との間で政策協議を行った。その中で、各国の競争政策、電波政策、放送政策等に関して今後の政策立案に向けた議論を行うとともに、更なる協力関係構築を促している。

また、2009 年（平成 21 年）1 月に東京で行われた日アイルランド首脳会談の場において、両国双方で開発が進められているユビキタス分野の開発に協力することで合意したことを受け、同年 5 月に「日アイルランド・ユビキタス・イノベーションフォーラム」を開催する等、官民を交えた積極的な意見交換に努めている。

#### エ 中国との二国間関係

ICT 分野における進展が著しい中国との協力関係を強化し、日中両国の ICT 産業の発展を加速させ、日中両国の連携によりアジアや世界の情報通信をリードすることを目的として、総務省と中国の工業・情報化部との間で、2009 年（平成 21 年）5 月に、日中間の ICT 協力の強化に関する大臣間の合意文書が署名され、同年 6 月の日中ハイレベル経済対話においても、その成果が確認された。同文書では、①日中両国の電気通信産業発展のための戦略及び規制政策、②第 3 世代携帯電話及びそのアプリケーション、③ポスト第 3 世代携帯電話、④広帯域無線アクセス（BWA）、⑤ ICT の環境への適用及び⑥ ICT の防災への適用の 6 つの分野を協力対象とし、その後、これらに基づき、日中間で各種の取組を進めている。貿易・投資を中心とする日中経済関係の今後の在り方について、総合的な見地から議論を行い、両国間経済分野における紛争の未然防止を図るとともに、両国経済の相互補完関係を一層強化していくことを目的として、2002 年（平成 14 年）10 月より「日中経済パートナーシップ協議」が概ね毎年開催されている。中国市場に関しては、我が国通信事業者等の関心が高く、総務省は協議への積極的な参加を行っている。

## オ インドとの二国間関係

2010年（平成22年）1月、総務大臣の訪印時に、インドの通信・IT大臣や電気通信規制庁委員長との会談を実施し、特に電気通信規制庁委員長との間では、日印間の電気通信政策の協力に関する合意文書に署名した。同年3月には、総務大臣を委員長とし、日本国内の企業トップや有識者等が参加する「日印 ICT 成長戦略委員会」を立ち上げ、ICT を通じた日印両国の互恵的な成長戦略について、産学の関係者も交えた議論を行っている。

## カ 経済連携協定（EPA）締結に対する取組

経済連携協定（EPA:Economic Partnership Agreement）は、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2 国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は、経済連携協定（EPA）の締結に積極的に取り組んでいる。2010年（平成22年）3月現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEAN、スイス及びベトナムとの間でEPA を締結したほか、現在、湾岸協力理事会（GCC）諸国、インド、オーストラリア、ペルーとの間でEPA 締結に向けた交渉を行っている（なお、韓国とは交渉中断中）。

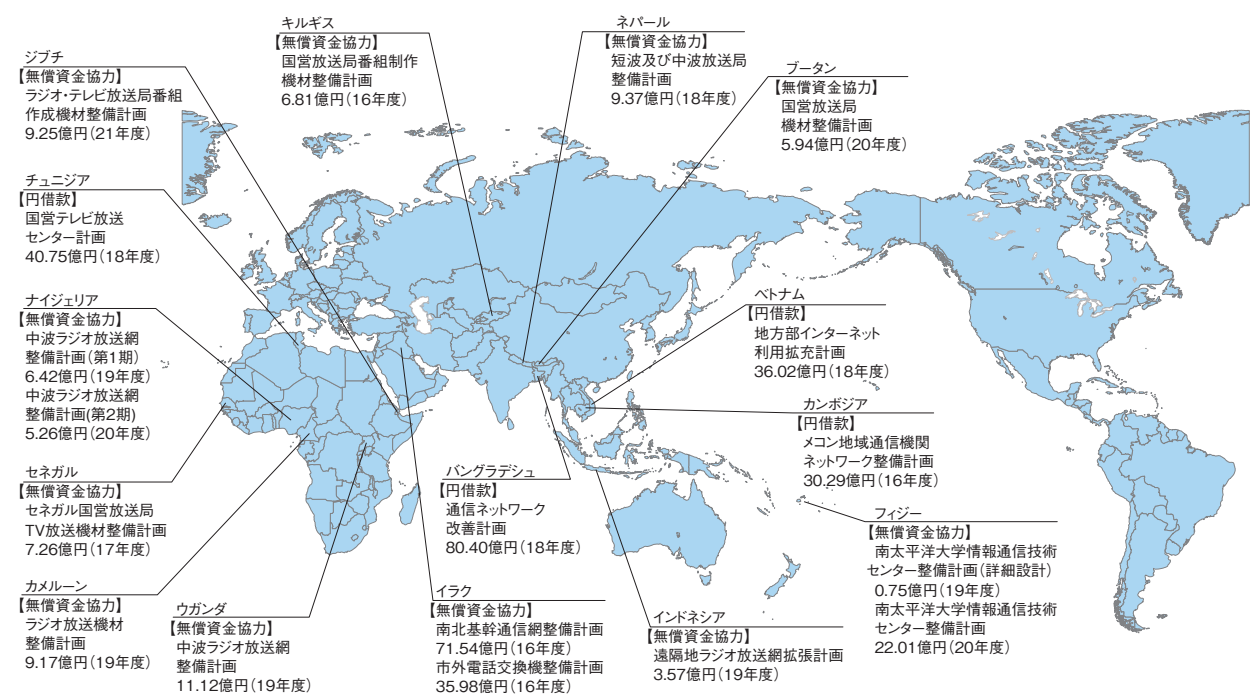
電気通信分野については、WTO 水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉、ICT 分野における協力に関する協議も行っている。

## 2 国際協力の推進

情報通信ネットワークは、経済発展、雇用拡大、国民生活の向上等を実現する上で重要な役割を果たすインフラであるが、開発途上国においては、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が存在しており、開発途上国を含めた世界的な情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、ICT 分野の人材育成支援、国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、独立行政法人国際協力機構等と協力し、政府開発援助（ODA:Official Development Assistance）を通じて、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表 5-8-2-1）。

図表5-8-2-1 過去5年間の資金協力の状況



※ 総務省所管の情報通信分野に関連する案件の代表例を掲載  
 ※ 無償資金協力、円借款はE/Nベース